

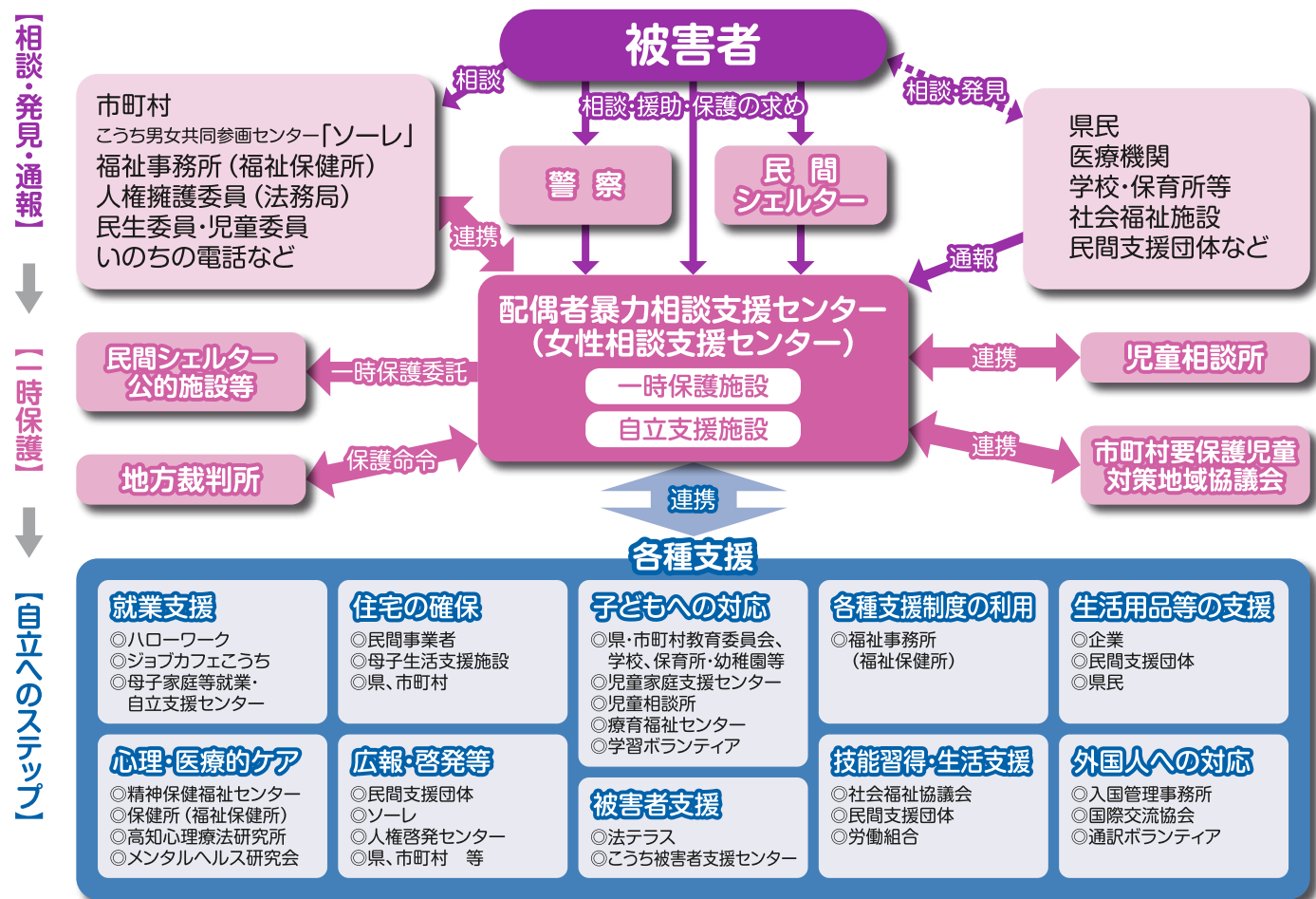
## 第2次

# 高知県DV被害者支援計画



平成24年3月  
高知県

## DV被害者支援の流れ（連携図）



## II 教育と普及啓発のさらなる強化

- DV問題の解決のために、予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発をさらに強化します。
- 若者に対するデートDVの予防の強化**  
デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、中高生、大学生及び保護者を対象とした授業や研修の実施等に取り組みます。
- 年齢に応じた人権教育の実施**  
幼少期からの継続した、それぞれの年齢に応じた人権教育をはじめ、職域や地域等における研修を行います。
- 県民に向けた広報啓発の強化**  
広報紙、テレビ、ラジオ、リーフレット等多様な媒体を活用した広報啓発を強化します。

高校生、大学生などの恋人間でも、DVは問題となっています。

## III 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

- DVのある家庭の子どもの人格と権利を尊重するとともに、将来のDV被害者や加害者を予防するため、子どものケアを充実させます。
- 子どもの心理判定やカウンセリングの実施**  
DVは、児童虐待につながる場合もあることから、児童相談所等と連携して同伴している子どもの心身のケアを図ります。
  - 障害の心配のある子どもへの対応**  
DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害等の心配があるものの専門機関等につながらない場合や、加害者によって治療が妨げられている場合があるので、そうした様子が見受けられたら、療育福祉センターと連携して適切に対応します。
  - 子どもの健やかな成長の見守り**  
学級担任をはじめ養護教諭、スクールカウンセラー等による学校でのケアや、スクールソーシャルワーカー等による家庭でのケアを行います。

幼少期の虐待や、家庭でのDVなどが、暴力の連鎖を生むことがあります。

## IV 一時保護所退所後のフォローアップの強化

- 一時保護所退所後の生活支援や見守り、心のケア等のフォローアップ体制を強化します。
- 自立支援員による退所後の支援**  
自立支援員が、退所者に対して家庭訪問や電話で状況を聞き取り、必要に応じ各種手続への同行支援を行うなど、被害者とのつながりを継続し自立を見守ります。
  - 退所者に対する継続的なカウンセリングの実施**  
心の傷が深い被害者に対しては、退所後も専門機関によるカウンセリングを継続的にを行います。

一時保護所退所後も、自立に向けた支援を続けます。

## V 地域で安心して暮らすことのできる環境づくり

- 被害者の早期発見や、継続的な自立支援のために、市町村、地域の関係機関・団体、者や住民が連携し、地域全体で見守っていく環境づくりが進むよう、県は働きかけるとともに支援します。
- 市町村基本計画の策定など市町村の取組の強化**  
市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、地域の実情に合わせた基本計画の策定とともに、住民への意識啓発や窓口周知をはじめ、役場の関係部署間の連携などによる取組を強化します。
  - 地域における支援ネットワークづくり**  
地域レベルのネットワークづくりを進め、地域での見守りにより、被害者の早期発見、通報、相談、自立につなげます。  
また、自立には息の長い支援が必要であるため、地域での居場所づくりなどを進めます。



## DVについての主な相談機関

秘密は守られます。安心してご相談ください。

- ◎配偶者暴力相談支援センター（高知県女性相談支援センター）**  
電話相談 電話番号（相談電話）おなやみ 088-833-0783  
相談時間 月～金曜日／9時～22時 土・日・祝日／9時～20時  
休み 年末・年始（12月29日～1月3日）  
※予約制で、来所相談、法律相談もお受けできます。また、ご希望があれば市町村へ出向いての相談もお受けしますので、事前にご相談ください。
- ◎こち男女共同参画センター「ソーレ」** 高知市旭町3丁目115番地  
女性向け 一般相談 電話番号 088-873-9555  
相談時間 毎日／9時～17時（面談・電話）  
休館日 第2水曜日 祝日 年末・年始（12月29日～1月3日）  
男性向け 悩み相談（予約制） 電話番号 088-873-9100  
相談時間 第1・第3火曜日／18時～20時（面談・電話）
- ◎警察の相談窓口** [ ●警察本部総合相談室 ●最寄りの警察署 ]  
電話番号 (代) 088-823-9110 #9110 でも可  
●夜間・休日は、当直員対応となります。●各警察署の窓口は、生活安全担当課です。  
※身に危険がある等の緊急を要する場合は、110番に通報してください。

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号 TEL.088-823-9651 FAX.088-823-9879  
メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danzyo-index.html

## 1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題です。

また、DVは配偶者など親密な関係、特に家庭内において行われることが多いため、周囲も気付かないうちに被害が深刻化しやすく、加害者には罪の意識が薄い傾向があります。

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定し、この計画に基づき配偶者暴力相談支援センターに位置づけている女性相談支援センターを中心に、関係者との連携のもと、配偶

者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、同センターに寄せられる相談は年々増加していますが、その一方で、県民意識調査では、DV行為を受けながら、誰(どこ)にも相談しなかった人が約半数を占めており、まだまだDVが潜在化していることがうかがえます。

こうした中、現在のDV被害者支援計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで第2次計画を策定し、男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会づくりの実現に向けて取り組みます。

## 2 計画の期間と進行管理

平成24年度から平成28年度までの5年間で。

この計画に基づく取組は、検証と見直しを行うとともに実施状況を毎年公表します。



## 3 計画の基本的認識

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

## 4 計画策定の視点と主な取組

### I 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

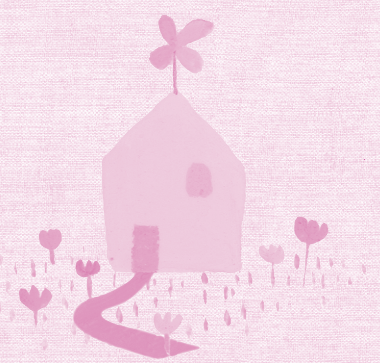
広範多岐にわたるDV対策のため、公的機関と民間支援団体等のさらなる連携強化に取り組みます。

#### ●ブロック別関係機関連絡会議の開催

ブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深めるとともに、市町村や地域の関係機関などによる地域でのネットワークづくりを進めます。

#### ●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大

被害者への総合的な支援などに取り組んでいる「DV対策連携支援ネットワーク」の参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支援の輪を広げていきます。



## 計画の体系

<視点>

I  
関係機関・団体間の連携のさらなる強化

II  
教育と普及啓発のさらなる強化

III  
暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

IV  
一時保護所退所後のフォローアップの強化

V  
地域で安心して暮らすことができる環境づくり

<基本の柱>

<重点目標>

<取組項目>

<流れ>

